

斑鳩町準要保護児童・生徒就学援助就学援助費  
「新入学学用品費」を申請される保護者さまへ

申請される前に、次の1～3の項目についてご一読ください。

1. 審査にあたり、世帯全員の収入状況を確認します。  
確認には、令和5年度町県民税(令和4年1月1日から令和4年12月31日までの収入が対象)の申告が必要です。  
申告をしていない場合は審査ができないため、申請できません。
  
2. 令和5年1月2日以降に斑鳩町に転入された場合は、世帯全員の収入状況を証明する書類が必要です。(『所得証明書』、『課税証明書』など)  
転出元の市町村にて令和5年度の所得証明書等(所得額の他に、配偶者の有無、本人の寡婦、寡夫、本人若しくは被扶養者の身障の有無等の表示も必要)  
の交付を受け、申請書に添えて提出してください。
  
3. 次に掲げる事項に該当したときは、就学援助費支給の認定を受けた場合にも取消しとします。  
また、その際、就学援助費を既に受給されているときは、返金していただきますのでご了承ください。
  - ① 就学予定校に入学するまでに、斑鳩町外へ転出する場合
  - ② 就学予定校に入学するまでに、児童生徒が死亡した場合
  - ③ 就学予定校に入学するまでに、私立学校など国立、公立以外の学校への入学が決定した場合

認定後に①～③の事項に該当することが分かった場合には、至急、教育委員会事務局総務課(0745-74-1001)までご連絡ください。